



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 7月19日火曜日 第1677号外 1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例.....	2
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例.....	3
愛媛県女性総合センター管理条例.....	7
愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	8
愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例.....	9
愛媛県総合社会福祉会館管理条例.....	10
ファミリーハウスあい管理条例.....	12
愛媛県母子福祉センター管理条例.....	13
愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例.....	14
愛媛県身体障害者福祉センター管理条例.....	15
愛媛県障害者更生センター管理条例.....	16
愛媛県視聴覚福祉センター管理条例.....	17
愛媛国際貿易センター管理条例.....	19
愛媛県植物くん蒸所管理条例.....	21
テクノプラザ愛媛管理条例.....	21
愛媛県産業情報センター管理条例.....	23
愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例.....	25
愛媛県物産観光センター管理条例.....	25
えひめ森林公園管理条例.....	26
指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部を改正する条例.....	27
愛媛県港湾管理条例等の一部を改正する条例.....	27
愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例.....	28
愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....	28
愛媛県生活文化センター管理条例.....	29
愛媛県県民文化会館管理条例.....	30
愛媛県武道館管理条例.....	32
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例.....	34

## 条 例

### ○愛媛県条例第46号

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「、第12条(自動車の使用の本拠の位置が県外から県内に変更された場合に限る。以下同じ。)」

を削る。

附則第6条第2項中「100分の15」を「100分の7.5」に、「4万円」を「2万円」に改める。

附則第16条第2項第1号中「附則第35条の2第7項」を「附則第35条の2第6項」に改め、同項第2号及び第3号中「附則第35条の2第10項」を「附則第35条の2第9項」に改める。

附則第16条の2第1項中「附則第35条の2の2第1項」を「附則第35条の2の3第1項」に改め、同条第2項中「附則第35条の2の2第5項」を「附則第35条の2の3第4項」に改める。

附則第24条第3項中「第2条第10項」を「第2条第14項」に改め、同条第4項中「(以下この項から第6項までにおいて「排出ガス保安基準」という。)」を削り、「令」を「バス、トラックその他の地方税法施行規則」に、「前項」を「前2項」に、「平成16年4月1日から平成17年9月30日」を「平成17年10月1日から平成18年3月31日」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100分の1を」に改め、同項各号を削る。

(愛媛県森林環境税条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県森林環境税条例(平成16年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の2項を加える。

3 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第3項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に100円」とする。

4 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第5項」と、「

同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に300円」とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第24条第3項の改正規定 公布の日
  - (2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第24条第4項の改正規定及び附則第8項の規定 平成17年10月1日
  - (3) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第47条第2項の改正規定及び附則第7項の規定 平成18年4月1日  
(県民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第6条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。
- 4 県は、平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第16条を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第4項」とする。
- 5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。
- 6 県は、平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第16条を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第6項」とする。  
(自動車税に関する経過措置)
- 7 新条例第47条第2項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
(自動車取得税に関する経過措置)
- 8 新条例附則第24条第4項の規定は、平成17年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日以前に行った第1条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第24条第4項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

ら、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第6項」とする。

- 7 新条例第47条第2項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
(自動車取得税に関する経過措置)
- 8 新条例附則第24条第4項の規定は、平成17年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日以前に行った第1条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第24条第4項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

### ○愛媛県条例第47号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和45年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(申告期限の特例)

3 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定又は第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものあっては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第48号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第10条関係)

- 1 愛媛県県民文化会館
- 2 愛媛県生活文化センター
- 3 愛媛県女性総合センター
- 4 愛媛県体験型環境学習センター
- 5 愛媛県宇和海自然ふれあい館
- 6 愛媛県総合社会福祉会館
- 7 ファミリーハウスあい
- 8 愛媛県母子福祉センター
- 9 愛媛県立愛媛母子生活支援センター
- 10 えひめこどもの城
- 11 愛媛県身体障害者福祉センター
- 12 愛媛県障害者更生センター
- 13 愛媛県視聴覚福祉センター
- 14 愛媛県在宅介護研修センター
- 15 愛媛国際貿易センター
- 16 愛媛県植物くん蒸所
- 17 テクノプラザ愛媛
- 18 愛媛県産業情報センター
- 19 愛媛県物産観光センター
- 20 えひめ森林公園

(愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「愛媛県教育委員会」の下に「(以下「教育委員会」という。)」を加え、「別表」を「別表第1」に改

める。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

(指定管理者が管理を行う教育機関)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる教育機関は、別表第2のとおりとする。

(指定管理者の指定)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする教育機関ごとに、申請書に管理計画書その他教育委員会が定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教育機関の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該教育機関の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定の公示等)

第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の教育委員会が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の教育委員会が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた教育機関を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 教育委員会は、指定管理者が故意又は過失により教育機関を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

- 愛媛県武道館

(愛媛県漁港管理条例の一部改正)

第3条 愛媛県漁港管理条例(昭和33年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第18条を削る。

第19条第4号中「第17条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とし、第21条から第23条までを1条ずつ

繰り上げる。

(愛媛県立都市公園条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「知事」の下に「又は第15条第1項に規定する指定管理者」を加える。

第7条第2項及び第3項を削る。

第12条第2項及び第3項を削る。

第15条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

**第15条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる都市公園は、法第5条第1項の許可に係る公園施設を除く都市公園(以下「管理公園」という。)とする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 管理公園の運営に関すること。
- (2) 第6条の規定による管理公園の利用の禁止又は制限に関すること。
- (3) 管理公園の利用の許可に関すること。
- (4) 管理公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (5) 管理公園の利用者への便宜の供与に関すること。
- (6) 管理公園の利用の促進に関すること。
- (7) 管理公園の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (8) その他知事が定める業務

第15条の次に次の14条を加える。

(指定管理者の指定)

**第15条の2** 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができることを認められる法人その他の団体を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 管理公園の適正かつ確実な管理を行うことができること。
- (2) 管理公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができること。
- (3) 管理公園の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (4) 前条第2項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

(指定の公示等)

**第15条の3** 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、

住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(開園時間等)

**第15条の4** 管理公園の開園時間及び休園日は、別表3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に管理公園を利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開園時間及び休園日を変更することができる。

(自由利用)

**第15条の5** 管理公園は、別表1に掲げる施設等及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(入場の制限等)

**第15条の6** 指定管理者は、管理公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、管理公園への入園を禁じ、その利用を制限し、又は退園を命ずることができる。管理公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 第3条又は第4条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 管理公園の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 管理公園の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第15条の7** 別表1に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理公園の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第15条の8** 指定管理者は、別表1に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。管理公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 管理公園の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 管理公園の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第15条の9** 指定管理者は、第15条の7第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれ

かに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。管理公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第15条の7第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第15条の7第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第15条の10** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、管理公園の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第15条の11** 利用料金の額は、別表1に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、管理公園の公園施設に設置されるシャワー、コインロッカーその他の附属設備の利用料金の額は、1回につき5,000円の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第15条の12** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者が管理公園の目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者が管理公園の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

**第15条の13** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となつたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたととき。

(損害賠償等)

**第15条の14** 自己の責めに帰すべき理由により、管理公園の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

**第15条の15** 指定管理者は、その指定の期間が満了したと

き、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた管理公園を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 知事は、指定管理者が故意又は過失により管理公園を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

第16条中「前条」を「第14条」に改める。

別表1を次のように改める。

**別表1** (第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)

有料公園施設の利用料金

都市公園名	種 類	単 位	金 額
道後公園	球戯場	1時間につき	300円
		終日	1,510円
道後公園	駐車場	1台30分につき	150円
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	28,890円
	補助競技場	1日につき	7,330円
	体育館	1日につき	40,050円
	補助体育館	1日につき	11,920円
	テニスコート	1面1日につき	2,250円
	球技場	1日につき	9,630円
	多目的広場	1日につき	3,640円
	自由広場	1日につき	3,640円
	相撲場	1日につき	5,490円
	弓道場	1日につき	14,220円
	とべ動物園	入園料 1人1回につき	450円
第1号南予レクリエーション都市公園	南楽園	入園料 1人1回につき	300円
	ローラースケート場	入場料 1人1回につき	450円
	イベント広場	1日につき	3,640円
	オートキャンプ場	1区画1回につき	9,450円
第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	1日につき	14,220円
	テニスコート	1面1日につき	2,250円
	多目的広場	1日につき	7,330円
	屋内運動場	1日につき	6,840円
	球技広場	1日につき	7,330円
	キャンプ場	1人1回につき	300円
	宇和海展望タワー	1人1回につき	610円
第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場	レンタルゴーカート 1台1周につき	450円
		入場料 1人1回につき	6,000円
	テニスコート	1面1日につき	2,250円
	多目的広場	1日につき	7,330円

第5号南予レクリエーション都市公園	テニスコート	1面1日につき	2,250円
	多目的広場	1日につき	3,640円
	御荘プール	1人1回につき	610円
第7号南予レクリエーション都市公園	ジャンボスライダー	1人1回につき	300円
	スローブカー	1人1回につき	150円

- 注1 道後公園の球戯場の利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 道後公園の駐車場の利用時間に30分未満の端数があるとき、又は利用時間が30分に満たないときは、30分として計算する。
- 3 入場料を徴収して有料公園（道後公園を除く。）の有料公園施設を利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に入場料収入額の5分の1の額を加算した額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 4 総合運動公園の陸上競技場の屋外の照明設備の利用に係る電気料金については、実費を勘案して指定管理者が定める額を徴収する。
- 5 4に規定する照明設備以外の屋外の照明設備の利用に係る電気料金については、実費を徴収する。
- 6 総合運動公園の体育館の冷暖房の利用に係る電気料金については、実費を徴収する。
- 7 第4号南予レクリエーション都市公園のゴーカート場の入場料は、レンタルゴーカートを利用する場合は、徴収しない。

別表3を次のように改める。

**別表3（第15条の4関係）**

管理公園の開園時間及び休園日

都市公園名	種 類	開園時間	休園日
道後公園	球戯場	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年1月1日まで
	湯築城資料館 武家屋敷 土壘展示室	5時まで	12月29日から翌年1月3日まで
	駐車場	終日	
	総合運動公園	補助競技場 球技場 相撲場	午前9時から午後5時まで
	自由広場 とべ動物園		月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）及び12月29日から翌年1月1日まで
	陸上競技場 体育館 補助体育館	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年1月3日まで

第1号南予レクリエーション都市公園	テニスコート 多目的広場 弓道場			12月29日から翌年1月1日まで
	駐車場			
	南楽園 ローラースケート場 イベント広場	午前9時から午後5時まで		12月29日から翌年1月3日まで
第3号南予レクリエーション都市公園	オートキャンプ場	終日		11月1日から翌年4月24日まで
	野球場 テニスコート 多目的広場 屋内運動場	午前9時から午後10時まで		12月29日から翌年1月3日まで
	球技広場 宇和海展望タワー 紫電改展示館 こども動物園	午前9時から午後5時まで		
	キャンプ場	終日		9月1日から翌年6月30日まで
第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場 多目的広場	午前9時から午後5時まで		12月29日から翌年1月3日まで
	テニスコート	午前9時から午後10時まで		
第5号南予レクリエーション都市公園	テニスコート 多目的広場	午前9時から午後10時まで		12月29日から翌年1月3日まで
	御荘プール	午前9時から午後5時まで		9月1日から翌年6月30日まで
第6号南予レクリエーション都市公園		終日		
第7号南予レクリエーション都市公園	ジャンボスライダー スローブカー	午前9時から午後5時まで		12月29日から翌年1月3日まで

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条中愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例第3条を同条例第7条とし、同条例第2条の次に4条を加える改正規定（同条例第4条及び第5条に係る部分に限る。）、第3条の規定及び第4条中愛媛県立都市公園条例第15条の次に14条を加える改正規定（同条例第15条の2及び第15条の3に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(愛媛県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の愛媛県立都市公園条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした利用の許可その他の行為で現に効力を有するもの又は現に旧条例の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、第4条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

### ○愛媛県条例第49号

愛媛県女性総合センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県女性総合センター管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県女性総合センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** センターは、女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るために必要な次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種の研修及び相談並びに学習の機会の提供に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 女性の文化活動、地域活動等への援助に関すること。
- (4) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。
- (5) その他必要な業務

2 前項に定めるもののほか、センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者暴力相談支援センターとして次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害者に関する各般の問題についての相談に関すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるための医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導に関すること。
- (3) 被害者に対する情報の提供その他の援助に関すること。

(指定管理者が行う業務)

**第3条** センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条に規定する業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。

(4) センターの利用の促進に関すること。

(5) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

(6) その他知事が定める業務

(利用時間)

**第4条** センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センターの施設のうち、別表に掲げる施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前2項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

**第5条** センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日)

(2) 休日

(3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで(休日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(自由利用)

**第6条** センターは、別表に掲げる施設及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(禁止行為)

**第7条** センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 寄附の募集

(2) 爆発物その他の危険物の持込み

(3) 行商その他これに類する行為

(4) 宣伝その他これに類する行為

(5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

2 前項の規定は、第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。

(入館の制限等)

**第8条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(3) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失

し若しくは損傷するおそれがあるとき。

(4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第9条** 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第10条** 指定管理者は、別表に掲げる施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第11条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けたとき。

(3) 風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第12条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第13条** 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第14条** 指定管理者は、次の各号に掲げるときは、利用料金を減免することができる。

(1) 県がセンター又は愛媛県生活センターの目的を達成するために利用するとき。

(2) 指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき。

(3) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。

(4) 指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

**第15条** 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

(損害賠償等)

**第16条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復し、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第17条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(愛媛県女性総合センター使用料条例の廃止)

2 愛媛県女性総合センター使用料条例(昭和62年愛媛県条例第27号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

**別表**(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)

区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1時間につき	5,980円
研修室	1時間につき	2,520円
視聴覚室	1時間につき	1,360円
円卓会議室	1時間につき	1,080円
第1会議室	1時間につき	1,240円
第2会議室	1時間につき	760円
レクリエーション室	1時間につき	2,180円
和室	1時間につき	1,520円
茶室	1時間につき	500円
作業室	1時間につき	400円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

**○愛媛県条例第50号**

愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。



平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例**

愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「監査委員」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える。

第7条第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する事務

第7条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項の一部若しくは全部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

第8条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。

第8条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 犯罪の予防等を目的とするとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

第9条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 犯罪の予防等を目的とするとき。

第10条第2項中「法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときに限り」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 犯罪の予防等を目的とするとき。
- (3) 国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上

で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

第17条第2項第1号ア中「法令」を「法令等」に改め、同号ウ中「（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」及び「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））」を削り、「おそれがある場合」の下に「又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合」を加え、同項第5号中「又は捜査」を「、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」に改める。

第41条中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

**附 則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**○愛媛県条例第51号**

愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例**

（趣旨）

**第1条** この条例は、愛媛県宇和海自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

**第2条** 自然ふれあい館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 足摺宇和海国立公園の自然に関する情報の提供に関すること。
- (2) 休憩及び交流の場の提供に関すること。
- (3) その他必要な業務

（指定管理者が行う業務）

**第3条** 自然ふれあい館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) 自然ふれあい館の利用の促進に関すること。
- (3) 自然ふれあい館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

（開館時間等）

**第4条** 自然ふれあい館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、展示室を除く施設等は、終日利用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。

（自由利用）

**第5条** 自然ふれあい館は、管理運営上支障がある施設等を

除き、自由な利用に供する。

(禁止行為)

**第6条** 自然ふれあい館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

(入館の制限等)

**第7条** 指定管理者は、自然ふれあい館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自然ふれあい館への入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。自然ふれあい館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 自然ふれあい館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 自然ふれあい館の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(損害賠償等)

**第8条** 自己の責めに帰すべき理由により、自然ふれあい館の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、自然ふれあい館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第52号

愛媛県総合社会福祉会館管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県総合社会福祉会館管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県総合社会福祉会館(以下「会館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** 会館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 福祉に関する情報の提供、相談及び研修に関すること。
- (2) 介護に関する知識、技術及び機器の普及に関すること。
- (3) 福祉に関するボランティア活動の促進に関すること。
- (4) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。
- (5) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

**第3条** 会館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条第2号、第4号及び第5号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) 会館の利用の許可に関すること。
- (3) 会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) 会館の利用の促進に関すること。
- (5) 会館の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務

(開館時間等)

**第4条** 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる施設は、午前9時から午後9時まで利用することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

**第5条** 会館の休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に会館を利用させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務は、それぞれ当該各号に定める日には行わない。
  - (1) 第2条第1号の業務 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)
  - (2) 第2条第2号の業務 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)及び休日
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第1項の休館日及び前項第2号の業務を行わない日を変更することができる。

(自由利用)

**第6条** 会館は、別表第1に掲げる施設及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(禁止行為)

**第7条** 会館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

2 前項の規定は、第9条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の当該許可に係る行為については、適用しない。

（入館の制限等）

**第8条** 指定管理者は、会館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館への入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 会館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

（利用の許可）

**第9条** 別表第1に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、会館の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

（許可の基準）

**第10条** 指定管理者は、別表第1に掲げる施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 会館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会館の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

（許可の取消し等）

**第11条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

（利用料金の納付）

**第12条** 利用者（別表第2に掲げる施設を利用する者に限る。第15条において同じ。）は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、会館の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の額）

**第13条** 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

（利用料金の減免）

**第14条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者が会館の目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者が会館の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

（利用料金の不還付）

**第15条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の取消しを申し出て、指定管理者がやむを得ないと認めたととき。

（損害賠償等）

**第16条** 自己の責めに帰すべき理由により、会館の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（補則）

**第17条** この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（愛媛県総合社会福祉会館使用料条例の廃止）

2 愛媛県総合社会福祉会館使用料条例（平成6年愛媛県条例第26号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

**別表第1**（第4条、第6条、第9条、第10条関係）

1	多目的ホール
2	研修室
3	視聴覚室
4	会議室
5	円卓会議室
6	ボランティア活動交流室

**別表第2**（第12条、第13条関係）

区 分	単 位	金 額

多目的ホール	1日につき	21,190円
研修室	1日につき	15,470円
視聴覚室	1日につき	10,320円
会議室	1室1日につき	10,320円
円卓会議室	1日につき	7,540円

## ○愛媛県条例第53号

ファミリーハウスあい管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

## ファミリーハウスあい管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、ファミリーハウスあい(以下「ファミリーハウス」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** ファミリーハウスは、次に掲げる業務を行う。

(1) 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設の提供に関すること。

(2) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

**第3条** ファミリーハウスの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。

(2) ファミリーハウスの利用の許可に関すること。

(3) ファミリーハウスの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。

(4) ファミリーハウスの利用の促進に関すること。

(5) ファミリーハウスの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

(6) その他知事が定める業務

(利用時間)

**第4条** ファミリーハウスの利用時間は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 宿泊室の宿泊利用 午後4時から翌日の午前9時まで

(2) 宿泊室の休憩利用 午前9時30分から午後3時30分まで

(3) プレイルームの利用 午前8時30分から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

**第5条** ファミリーハウスの休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にファミリーハウスを利用させることができる。

(利用の制限等)

**第6条** 指定管理者は、ファミリーハウスを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。ファミリーハウスの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) ファミリーハウスの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(2) ファミリーハウスの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。

(3) ファミリーハウスの職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第7条** 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(1) 宿泊室

(2) 指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める附属設備及び備品

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、ファミリーハウスの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第8条** 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。ファミリーハウスの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) ファミリーハウスの秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) ファミリーハウスの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第9条** 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。ファミリーハウスの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) この条例に違反し、又はファミリーハウスの職員の指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の許可を受けたとき。

(3) 風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第10条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、ファミリーハウスの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第11条** 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定める額

とする。

- (1) 宿泊室の宿泊利用 1室1人1泊につき 2,000円
  - (2) 宿泊室の休憩利用 1室1人1回につき 1,000円
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第12条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者がファミリーハウスの目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者がファミリーハウスの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

**第13条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(損害賠償等)

**第14条** 自己の責めに帰すべき理由により、ファミリーハウスの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第15条** この条例に定めるもののほか、ファミリーハウスの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(ファミリーハウスあい利用料金条例の廃止)
- 2 ファミリーハウスあい利用料金条例(平成15年愛媛県条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際知事がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

#### ○愛媛県条例第54号

愛媛県母子福祉センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県母子福祉センター管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県母子福祉センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 母子家庭の生活その他各種相談に関すること。
- (2) 母子家庭の生業指導に関すること。
- (3) 母子家庭の母及び児童の就業に必要な知識技能の習得に関すること。
- (4) 雇用情報の収集、提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。
- (5) 母子家庭の母がセンターを利用する間の児童の保育に関すること。
- (6) その他母子寡婦福祉事業に関すること。

(指定管理者が行う業務)

**第3条** センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(利用者)

**第4条** センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 母子家庭の母及び児童
- (2) 寡婦
- (3) その他指定管理者が適当と認める者

(利用時間)

**第5条** センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

**第6条** センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(利用の制限等)

**第7条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第8条** センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第9条** 指定管理者は、センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(損害賠償等)

**第11条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第12条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第55号

愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県立愛媛母子生活支援センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** センターは、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の保護及び生活の支援に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入所による保護に関すること。
- (2) 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導に関すること。
- (3) 自立の促進のために必要な生活の支援に関すること。
- (4) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

**第3条** センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

(入所者)

**第4条** センターに入所することができる者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項本文の規定による保護の実施の必要があると認められる配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童とする。

(禁止行為)

**第5条** センターに入所している者(以下「入所者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 居室を他人に貸与し、又は他の目的に使用すること。
- (2) 指定管理者の許可なく同居者を置くこと。
- (3) センターの風紀秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) その他知事が禁止する行為

(母子保護の実施の解除の依頼)

**第6条** 知事は、入所者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、母子保護の実施者に対し母子保護の実施の解除を依頼することができる。

- (1) 前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 自立しようとする意欲が認められないとき。
- (3) その他入所を継続することが不適当と認められるとき

(管理上の措置)

**第7条** 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、室内の検査を行い、入所者に対し、適当な措置をとるよう指示し、又はこれを行うことができる。

(損害賠償等)

**第8条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第56号

愛媛県身体障害者福祉センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県身体障害者福祉センター管理条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県身体障害者福祉センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 身体障害者の更生のために必要な各種相談に関すること。
- (2) 身体障害者の社会活動への参加及び自立を促進するために必要な機能回復、補装具装着等の訓練に関すること。
- (3) 身体障害者の健康の増進を図るために必要なスポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。
- (4) 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な施設の提供に関すること。
- (5) その他身体障害者福祉事業に関すること。

(指定管理者が行う業務)

**第3条** センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの利用の促進に関すること。
- (4) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (5) その他知事が定める業務

(利用者)

**第4条** センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者及びその介助者
- (2) その他指定管理者が適当と認める者

(利用時間)

**第5条** センターの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 本館及び運動場 午前9時から午後5時まで
- (2) 体育館 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

**第6条** センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(2) 1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(利用の制限等)

**第7条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第8条** センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第9条** 指定管理者は、センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(損害賠償等)

**第11条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第12条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際知事がした利用の承認その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

○愛媛県条例第57号

愛媛県障害者更生センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県障害者更生センター管理条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県障害者更生センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 宿泊、休養等の施設の提供に関すること。
- (2) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

**第3条** センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) センターの利用の促進に関すること。
- (5) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務

(利用者)

**第4条** センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者及びその介助者
- (2) その他指定管理者が適当と認める者

(利用時間)

**第5条** センターの利用時間は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

- (1) 宿泊室の宿泊利用 到着の日の午後3時から出発の日の午前10時まで
- (2) 宿泊室の休憩利用 午前10時から午後3時まで
- (3) 大広間の利用 午前9時から午後9時まで
- (4) 会議室の利用 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があ

ると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

**第6条** 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用の制限等)

**第7条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、又は退去を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第8条** センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第9条** 指定管理者は、センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第11条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、センターの利用後速やかに納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、前納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第12条** 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。



2 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第14条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

(損害賠償等)

第15条 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(愛媛県障害者更生センター使用料条例の廃止)

2 愛媛県障害者更生センター使用料条例(昭和58年愛媛県条例第18号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際知事がした使用の承認その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

区 分	単 位	金 額	
		障害者及び その介助者	その他の者
宿 泊 室	宿泊利用 1室1人1泊 につき	3,900円	4,800円
	休憩利用 1室1人1回 につき	600円	1,000円
大広間	1回につき	9,000円	18,000円

- 備考1 この表に定める利用料金には、食事料金を含まない。
- 2 介助者としてこの表に定める利用料金が適用される者の数は、障害者1人につき2人までとする。

○愛媛県条例第58号

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛媛県視聴覚福祉センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 点字図書館に関すること。
- (2) 点字図書及び視覚障害者用の録音物の製作並びに点字出版に関すること。
- (3) 聴覚障害者情報提供施設に関すること。
- (4) 聴覚障害者用の録画物の製作に関すること。
- (5) 視聴覚障害者の各種相談に関すること。
- (6) 点訳奉仕員等の養成その他視聴覚障害者の福祉に関するボランティア活動の促進に関すること。
- (7) 視聴覚障害者の文化活動の支援に関すること。
- (8) 視覚障害者の生活訓練(以下「生活訓練」という。)に関すること。
- (9) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。
- (10) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) センターの利用の促進に関すること。
- (5) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務

(利用者)

第4条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 視聴覚障害者
- (2) 視聴覚障害者の福祉に関係のある者
- (3) その他指定管理者が適当と認める者

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時まで

とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前2項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

**第6条** センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(2) 1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(利用の制限等)

**第7条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(2) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。

(3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(点字図書館等の利用方法)

**第8条** 点字図書館の点字図書及び視覚障害者用の録音物(以下「点字図書等」という。)の利用方法は、館内利用及び館外貸出しの2種とする。

2 点字図書館を利用しようとする者は、指定管理者の登録を受け、点字図書等を指定管理者が定める利用方法に従って利用しなければならない。

3 前2項の規定は、聴覚障害者情報提供施設の聴覚障害者用の録音物の利用について準用する。

(利用の許可)

**第9条** 別表第1に掲げる施設を利用しようとする者及び指定管理者が定める機器を館外で利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第10条** 指定管理者は、別表第1に掲げる施設を利用しようとする者及び指定管理者が定める機器を館外で利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあ

るとき。

(許可の取消し等)

**第11条** 指定管理者は、第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けたとき。

(3) 風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(生活訓練)

**第12条** 生活訓練の定員その他生活訓練の実施に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て定め、これを公表しなければならない。

2 指定管理者は、選考により、訓練生を決定するものとする。

(利用料金の納付)

**第13条** 別表第2に掲げる施設を利用する利用者及び生活訓練を受ける者(以下「利用者等」という。)は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、生活訓練を受ける場合の利用料金は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第14条** 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、身体障害者更生施設の入所者又はその扶養義務者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の10第2項第2号に掲げる厚生労働大臣が定める基準の例により算定した額の合計額とする。

3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第15条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1) 県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき。

(2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。

(3) 指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

**第16条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者等の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたととき。

( 損害賠償等 )

**第17条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

( 補則 )

**第18条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
( 愛媛県視聴覚福祉センター使用料条例の廃止 )
- 2 愛媛県視聴覚福祉センター使用料条例(平成7年愛媛県条例第40号)は、廃止する。  
( 経過措置 )
- 3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

**別表第1** ( 第5条、第9条、第10条関係 )

1	多目的ホール
2	和室
3	会議室
4	試写室
5	太鼓練習室
6	ボランティアルーム
7	調理実習室
8	研修室

**別表第2** ( 第13条、第14条関係 )

区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1日につき	31,500円
和室	1日につき	21,000円
会議室	1日につき	12,600円
試写室	1日につき	10,500円

○愛媛県条例第59号

愛媛国際貿易センター管理条例を次のように公布する。  
平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛国際貿易センター管理条例**

( 趣 旨 )

**第1条** この条例は、愛媛国際貿易センター(以下「センタ

ー」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

( 業 務 )

**第2条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際見本市、展示会等の開催に必要な施設の提供に関すること。
- (2) その他必要な業務  
( 指定管理者が行う業務 )

**第3条** センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) センターの利用の促進に関すること。
- (5) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務  
( 開館時間等 )

**第4条** センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、立体駐車場は、午前7時から午後10時まで利用することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。

( 休 館 日 )

**第5条** センターの休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

( 入 館 の 制 限 等 )

**第6条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

( 利 用 の 許 可 )

**第7条** 別表第1及び別表第2に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第8条** 指定管理者は、別表第1及び別表第2に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第9条** 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第10条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第11条** 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第12条** 指定管理者は、知事が特に必要があると認めて指示するとき、又はセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失わない範囲内において適当と認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

**第13条** 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたととき。

(損害賠償等)

**第14条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第15条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(愛媛国際貿易センター使用料条例の廃止)

2 愛媛国際貿易センター使用料条例(平成7年愛媛県条例第30号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

**別表第1**(第7条、第8条、第11条関係)

区 分	単 位	金 額
大展示場	1日につき	883,520円
小展示場	1日につき	371,570円
屋外展示場	1日につき	128,440円
会議室	1室1日につき	84,400円

備考1 入場料を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、この表に定める額(入場料を徴収する場合は、この表に定める額に2を乗じて得た額)の1時間当たりの額に12を乗じて得た額を加算した額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

3 大展示場及び小展示場の利用に係る電気料金、ガス料金及び水道料金(照明及び冷暖房設備に係るものを除く。)については、実費を徴収する。

**別表第2**(第7条、第8条、第11条関係)

区 分	単 位	金 額
指定管理者が定める 附属設備及び備品	1点又は1式1日につき	22,420円
冷暖房設備	1時間につき	24,770円
立体駐車場	1台1時間につき	150円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

## ○愛媛県条例第60号

愛媛県植物くん蒸所管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 愛媛県植物くん蒸所管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県植物くん蒸所(以下「くん蒸所」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** くん蒸所は、次に掲げる業務を行う。

(1) 輸出入植物のくん蒸に必要な施設の提供に関すること。

(2) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

**第3条** くん蒸所の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。

(2) くん蒸所の使用の許可に関すること。

(3) くん蒸所の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

(4) その他知事が定める業務

(使用時間)

**第4条** くん蒸所の使用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の使用時間を変更することができる。

(休所日)

**第5条** 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休所することができる。

(使用の許可)

**第6条** くん蒸所の施設を使用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、くん蒸所の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第7条** 指定管理者は、くん蒸所を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。くん蒸所の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) くん蒸所の秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) くん蒸所の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第8条** 指定管理者は、第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は使用を制限し

、若しくは停止することができる。くん蒸所の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第6条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(使用料の納付)

**第9条** 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、くん蒸所の使用の前に納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納させることができる。

(使用料の額)

**第10条** 使用料の額は、くん蒸庫1室の使用1回につき、14400円の範囲内で規則で定める額とする。

(使用料の減免)

**第11条** 知事は、特に必要と認めるときは、その使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

**第12条** 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により使用が不能となったとき。

(2) 使用者が使用日の前日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めるとき。

(損害賠償等)

**第13条** 自己の責めに帰すべき理由により、くん蒸所の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第14条** この条例に定めるもののほか、くん蒸所の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(愛媛県植物くん蒸所使用料条例の廃止)

2 愛媛県植物くん蒸所使用料条例(平成10年愛媛県条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした使用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

## ○愛媛県条例第61号

テクノプラザ愛媛管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## テクノプラザ愛媛管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、テクノプラザ愛媛(以下「プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** プラザは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために必要な各種の情報提供に関すること。
- (2) 研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等の提供に関すること。
- (3) その他必要な業務  
(指定管理者が行う業務)

**第3条** プラザの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務(同条第1号に掲げる業務のうち知事が定める業務を除く。)の実施に関すること。
- (2) プラザの利用の許可に関すること。
- (3) プラザの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) プラザの利用の促進に関すること。
- (5) プラザの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務  
(利用時間)

**第4条** プラザの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の利用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる施設 午前9時から午後9時まで
- (2) 別表第2に掲げる施設 終日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、プラザ(別表第2に掲げる施設を除く。)の利用時間を変更することができる。

(休館日)

**第5条** プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設については、休館日においても利用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にプラザ(別表第2に掲げる施設を除く。)を利用させることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、プラザ(別表第2に掲げる施設を除く。)の休館日を変更することができる。

(自由利用)

**第6条** プラザは、別表第1及び別表第2に掲げる施設並びに管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(利用の制限等)

**第7条** 指定管理者は、プラザを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。プラザの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) プラザの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) プラザの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第8条** 別表第1及び別表第2に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、プラザの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第9条** 指定管理者は、別表第1及び別表第2に掲げる施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。プラザの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) プラザの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) プラザの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。プラザの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第11条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、プラザの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させる、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第12条** 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第13条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者がプラザの目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者がプラザの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

**第14条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(損害賠償等)

**第15条** 自己の責めに帰すべき理由により、プラザの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第16条** この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(テクノプラザ愛媛使用料条例の廃止)

2 テクノプラザ愛媛使用料条例(平成2年愛媛県条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

**別表第1**(第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係)

区 分	単 位	金 額
テクノホール	1時間につき	5,920円
研修室	1室1時間につき	2,640円
会議室	1室1時間につき	1,680円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

**別表第2**(第4条 - 第6条、第8条、第9条、第12条関係)

区 分	単 位	金 額
共同研究室	1平方メートル1月につき	1,830円
インキュベート・ルーム	1平方メートル1月につき	1,830円
創業準備室	1区画1月につき	5,000円
倉庫	1平方メートル1月につき	610円
第2駐車場	1台1月につき	3,050円

備考1 利用期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。

2 利用期間が1月未満のときは、1月として計算する。

**○愛媛県条例第62号**

愛媛県産業情報センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県産業情報センター管理条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県産業情報センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業情報の収集、発信及び提供に関すること。
- (2) 研修及び創業に必要な施設の提供に関すること。
- (3) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

**第3条** センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務(同条第1号に掲げる業務のうち知事が定める業務を除く。)の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) センターの利用の促進に関すること。
- (5) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務

(利用者)

**第4条** センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業目的で利用する団体又は個人
- (2) その他指定管理者が適当と認める者

(利用時間)

**第5条** センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる施設の利用時間は、終日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、セン

ター（別表第1に掲げる施設を除く。）の利用時間を変更することができる。

（休館日）

**第6条** センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
  - (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる施設については、休館日においても利用することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンター（別表第1に掲げる施設を除く。）を利用させることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センター（別表第1に掲げる施設を除く。）の休館日を変更することができる。

（利用の制限等）

**第7条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

（利用の許可）

**第8条** 別表第1及び別表第2に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

（許可の基準）

**第9条** 指定管理者は、別表第1及び別表第2に掲げる施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

（許可の取消し等）

**第10条** 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。

- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。

- (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

（利用料金の納付）

**第11条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の額）

**第12条** 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

- 2 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

（利用料金の減免）

**第13条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

（利用料金の不還付）

**第14条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

（損害賠償等）

**第15条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（補則）

**第16条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
（愛媛県産業情報センター使用料条例の廃止）
- 2 愛媛県産業情報センター使用料条例（平成9年愛媛県条例第6号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指



定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

**別表第1（第5条、第6条、第8条、第9条、第12条関係）**

区 分	単 位	金 額
インキュベート・ルーム	1平方メートル1月につき	1,830円
指定駐車場	1台1月につき	3,050円

備考1 利用期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。

2 利用期間が1月未満のときは、1月として計算する。

**別表第2（第8条、第9条、第12条関係）**

区 分	単 位	金 額
ネットワーク研修室	1時間につき	1,980円
会議室	1時間につき	1,300円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

**○愛媛県条例第63号**

愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例**

愛媛県地域産業振興条例（昭和54年愛媛県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改め、同条第2項中「新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第2条第2項第1号及び第3号」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第2項第1号及び第2号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**○愛媛県条例第64号**

愛媛県物産観光センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県物産観光センター管理条例**

（趣旨）

**第1条** この条例は、愛媛県物産観光センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

**第2条** センターは、次に掲げる業務を行う。

（1）県物産の調査及び紹介に関すること。

（2）県物産の展示及びあっせんに関すること。

（3）県内の観光及び産業に関し、情報の提供及び収集を行うこと。

（4）県内の観光及び産業に関し、展示を行うこと。

（5）その他必要な業務

（指定管理者が行う業務）

**第3条** センターの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

（1）前条各号に掲げる業務の実施に関すること。

（2）県物産の展示及びあっせんの承諾に関すること。

（3）センターの利用の促進に関すること。

（4）センターの施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

（5）その他知事が定める業務

（開館時間）

**第4条** センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

**第5条** センターの休館日は、次のとおりとする。

（1）水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）

（2）1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

（出品）

**第6条** センターに県物産の展示及びあっせんに依頼しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申し込まなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申込みがあった場合において、当該県物産の展示及びあっせんが適当であると認めるときは、これを承諾するものとする。この場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（自由利用）

**第7条** センターは、管理運営上支障がある施設を除き、自由に入館することができる。

（禁止行為）

**第8条** センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1）寄附の募集

（2）爆発物その他の危険物の持込み

- (3) 行商その他これに類する行為  
 (4) 宣伝その他これに類する行為  
 (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置  
 (入館の制限等)

**第9条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。  
 (2) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。  
 (3) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。  
 (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。  
 (損害賠償等)

**第10条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。  
 (補則)

**第11条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第65号

えひめ森林公園管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### えひめ森林公園管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、えひめ森林公園(以下「公園」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務等)

**第2条** 公園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の保健、休養及び森林体験の場の提供に関すること。  
 (2) 森林及び林業に関する資料の展示に関すること。  
 (3) 森林及び林業に関する学習活動の指導に関すること。  
 (4) その他必要な業務

2 公園の施設は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者が行う業務)

**第3条** 公園の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる業務の実施に関すること。  
 (2) 公園の利用の許可(第9条第1項の許可に限る。)に関すること。  
 (3) 公園の利用の促進に関すること。  
 (4) 公園の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

- (5) その他知事が定める業務  
 (開園時間等)

**第4条** 公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、キャンプ場は、終日利用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときはあらかじめ知事の承認を得て、又は知事が特に必要があると認めて指示するときは、第1項の開園時間及び前項の利用時間を変更することができる。

(休園日等)

**第5条** 公園の休園日は、1月1日から4日まで及び12月28日から31日までとする。

2 次の表の左欄に掲げる施設の利用期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

キャンプ場	6月1日から9月30日まで
実習用苗畑	3月1日から11月30日まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に公園を利用させることができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第1項の休園日及び第2項の利用期間を変更することができる。

(自由利用)

**第6条** 公園は、別表第2に掲げる施設、県民参加の森(森林体験活動(伐採、下刈り、枝打ちその他の知事が定める活動をいう。以下同じ。)のため利用する場合に限る。)及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(禁止行為)

**第7条** 公園を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集  
 (2) 爆発物その他の危険物の持込み  
 (3) 行商その他これに類する行為  
 (4) 宣伝その他これに類する行為  
 (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置  
 (6) 指定された場所以外の場所における次に掲げる行為

ア 立木竹の伐採又は植物の採取

イ キャンプ

ウ たき火

エ 車の乗入れ又は駐車

2 前項の規定は、第9条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。

(入園の制限等)

**第8条** 指定管理者は、公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園への入園を禁じ、その利用を制限し、又は退園を命ずることができる。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 公園の保安、風紀秩序又は衛生を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 公園の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

2 前項第3号の規定は、利用者の当該許可に係る行為については、適用しない。

(利用の許可)

**第9条** 別表第2に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 県民参加の森を森林体験活動のため利用しようとする者は、知事の定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、公園の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

4 前項の規定は、第2項の許可について準用する。

(許可の基準)

**第10条** 指定管理者は、別表第2に掲げる施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 公園の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

2 前項の規定は、前条第2項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

**第11条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第9条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第9条第2項の許可について準用する。

(損害賠償等)

**第12条** 自己の責めに帰すべき理由により、公園の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第13条** この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**別表第1** (第2条関係)

- |    |             |
|----|-------------|
| 1  | 森林学習展示館     |
| 2  | フィールドアスレチック |
| 3  | キャンプ場       |
| 4  | 実習用苗畑       |
| 5  | 県民参加の森      |
| 6  | 樹木園         |
| 7  | 山菜栽培園       |
| 8  | きのご栽培園      |
| 9  | 昆虫観察飼育施設    |
| 10 | 自然観察道       |
| 11 | 駐車場         |
| 12 | その他の施設      |

**別表第2** (第6条、第9条、第10条関係)

- |   |             |
|---|-------------|
| 1 | 森林学習展示館研修室  |
| 2 | フィールドアスレチック |
| 3 | キャンプ場       |
| 4 | 実習用苗畑       |

〇愛媛県条例第66号

指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

**指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部を改正する条例**

指定水防管理団体の水防団員定員基準条例(昭和25年愛媛県条例第45号)の一部を次のように改正する。

「水防法第27条」を「水防法(昭和24年法律第193号)第34条」に、「次の各号による」を「次のとおりとする」に、「但し」を「ただし」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

〇愛媛県条例第67号

愛媛県港湾管理条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県港湾管理条例等の一部を改正する条例**

(愛媛県港湾管理条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第15条の見出し中「事務」を「事務等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前項第7号の規定により市町が徴収した占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する金額の範囲内で知事が定める額を、当該港湾の存する市町に交付する。

第15条の2を次のように改める。

(指定管理者による管理)

**第15条の2** 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる港湾施設は、松山港高浜地区に存する旅客施設(以下「旅客施設」という。)とする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 旅客施設の運営に関すること。
- (2) 旅客施設の利用の促進に関すること。
- (3) 旅客施設の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

第15条の2の次に次の5条を加える。

(指定管理者の指定)

**第15条の3** 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、旅客施設の管理を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他の団体であつて、旅客施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定の公示等)

**第15条の4** 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(管理の基準)

**第15条の5** 指定管理者は、次に掲げる基準により、旅客施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 港湾法その他関係法令を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(自由利用)

**第15条の6** 旅客施設は、管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(指定管理者の原状回復義務等)

**第15条の7** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた旅客施設を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、指定管理者が故意又は過失により旅客施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例(昭和39年愛媛県条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第15条の2」を「第15条第2項」に、「同条」を「同項」に改める。

**附則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県港湾管理条例第4条の改正規定及び同条例第15条の2の次に5条を加える改正規定(同条例第15条の3及び第15条の4に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

#### ○愛媛県条例第68号

愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約(当該物品に係る役務の提供が含まれる契約を含む。)で、商慣習上その契約の期間が1年を超えることが一般的であるもの
- (2) 庁舎の管理の業務その他の役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

#### ○愛媛県条例第69号

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県立学校設置条例(昭和39年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表2吉田高等学校の項位置の欄中「北宇和郡吉田町」を「宇和島市」に改め、同表三間高等学校の項同欄中「北宇和郡三間町」を「宇和島市」に改め、同表津島高等学校の項同

欄中「北宇和郡津島町」を「宇和島市」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第70号

愛媛県生活文化センター管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県生活文化センター管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県生活文化センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集會に必要な施設の提供に関すること。
- (2) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

**第3条** センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) センターの利用の促進に関すること。
- (5) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務

(開所時間)

**第4条** センターの開所時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開所時間を変更することができる。

(休所日)

**第5条** センターの休所日は、月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日にセンターを利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休所日を変更することができる。

(禁止行為)

**第6条** センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集

- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

2 前項の規定は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。

(入所の制限等)

**第7条** 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入所を禁止、その利用を制限し、又は退所を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第8条** 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 別表に掲げる施設
- (2) 指定管理者が定める附属設備及び備品

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第9条** 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第11条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。  
(利用料金の額)

**第12条** 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第13条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

**第14条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

(損害賠償等)

**第15条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第16条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(愛媛県生活文化センター使用料条例の廃止)
- 2 愛媛県生活文化センター使用料条例(昭和50年愛媛県条例第31号)は、廃止する。  
(経過措置)

3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付に

ついては、なお従前の例による。

別表(第8条、第12条関係)

区 分	単 位	金 額
大広間	1日につき	30,880円
洋室	1室1日につき	19,160円
和室	1室1日につき	4,000円

備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
大広間	3,520円
洋室	2,090円
和室	400円

2 洋室の利用に係るガス料金については、実費を徴収する。

#### ○愛媛県条例第71号

愛媛県県民文化会館管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県県民文化会館管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県県民文化会館(以下「会館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** 会館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。
- (2) その他必要な業務  
(指定管理者が行う業務)

**第3条** 会館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) 会館の利用の許可に関すること。
- (3) 会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) 会館の利用の促進に関すること。
- (5) 会館の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他知事が定める業務  
(開館時間)

**第4条** 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

**第5条** 会館の休館日は、月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に会館を利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(禁止行為)

**第6条** 会館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

2 前項の規定は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。

(入館の制限等)

**第7条** 指定管理者は、会館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館への入館を禁止、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 会館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

**第8条** 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 別表に掲げる施設
- (2) 指定管理者が定める附属設備及び備品

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、会館の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第9条** 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 会館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会館の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制

限し、若しくは停止することができる。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。

(3) 風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第11条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、会館の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第12条** 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第13条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1) 県又は指定管理者が会館の目的を達成するために利用するとき。

(2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。

(3) 指定管理者が会館の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

**第14条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

(損害賠償等)

**第15条** 自己の責めに帰すべき理由により、会館の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第16条** この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(愛媛県県民文化会館使用料条例の廃止)

2 愛媛県県民文化会館使用料条例(昭和60年愛媛県条例第21号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際知事がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

**別表(第8条、第12条関係)**

区 分	単 位	金 額
メインホール	1日につき	562,700円
サブホール	1日につき	247,100円
多目的ホール	1日につき	844,060円
リハーサル室	1室1日につき	18,140円
楽屋	1室1日につき	2,340円
会議室	1室1日につき	175,330円

備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
メインホール	82,720円
サブホール	36,320円
多目的ホール	101,280円
リハーサル室	2,660円
楽屋	340円
会議室	25,240円

**○愛媛県条例第72号**

愛媛県武道館管理条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県武道館管理条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、愛媛県武道館(以下「武道館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** 武道館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ行事の実施に関すること。
- (2) スポーツに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 体力の保持及び増進に関する相談及び指導に関すること。
- (4) 施設の提供に関すること。
- (5) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

**第3条** 武道館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第

67号)第244条の2第3項の規定に基づき、教育委員会が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) 武道館の利用の許可に関すること。
- (3) 武道館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (4) 武道館の利用の促進に関すること。
- (5) 武道館の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (6) その他教育委員会が定める業務

(開館時間)

**第4条** 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

**第5条** 武道館の休館日は、月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に武道館を利用させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(禁止行為)

**第6条** 武道館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

2 前項の規定は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。

(入館の制限等)

**第7条** 指定管理者は、武道館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、武道館への入館を禁止、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。武道館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 武道館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 武道館の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。



(利用の許可)

**第8条** 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 別表に掲げる施設
  - (2) 指定管理者が定める附属設備及び備品
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、武道館の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

**第9条** 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。武道館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 武道館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 武道館の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。武道館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

**第11条** 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、武道館の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

**第12条** 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

**第13条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者が武道館の目的を達成するために利用するとき。

- (2) 教育委員会が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者が武道館の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

**第14条** 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

(損害賠償等)

**第15条** 自己の責めに帰すべき理由により、武道館の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第16条** この条例に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (愛媛県武道館使用料条例の廃止)
- 2 愛媛県武道館使用料条例(昭和28年愛媛県条例第54号)は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

**別表(第8条、第12条関係)**

区 分	単 位	金 額
主道場	1日につき	894,300円
柔道場	1日につき	64,800円
剣道場	1日につき	64,800円
副道場	1日につき	35,300円
会議室	1室1時間につき	1,500円
トレーニング施設	1人1回につき	3,000円

- 備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。
  - 3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
主道場	84,100円

柔道場	6,490円
剣道場	6,490円
副道場	3,850円

○愛媛県条例第73号

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」に、「合併特例法」を「旧合併特例法」に改める。

附則第5項中「合併特例法」を「旧合併特例法」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 旧合併特例法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧合併特例法第15条第1項の規定により、宇和島市及び北宇和郡の区域に係る愛媛県議会議員の選挙区は、平成17年8月1日からその日に在任している愛媛県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。

**附 則**

この条例は、平成17年8月1日から施行する。